

議案第199号

さいたま市児童相談所条例及びさいたま市こころの健康センター条例の一部を  
改正する条例の制定について

さいたま市児童相談所条例及びさいたま市こころの健康センター条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童相談所条例及びさいたま市こころの健康センター条例の一部を  
改正する条例

(さいたま市児童相談所条例の一部改正)

第1条 さいたま市児童相談所条例（平成14年さいたま市条例第97号）の一部を  
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を  
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。			第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
さいたま市 児童相談所	さいたま市浦和区上木 崎4丁目4番10号	[略]	さいたま市 児童相談所	さいたま市中央区下落 合5丁目6番11号	[略]

(さいたま市こころの健康センター条例の一部改正)

第2条 さいたま市こころの健康センター条例（平成14年さいたま市条例第103  
号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号。以下「法」という。) )第6条第1項に規定する精神保健福祉センター として、さいたま市こころの健康センター(以下 「センター」という。)をさいたま市<u>浦和区上木 崎4丁目4番10号</u>に設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号。以下「法」という。) )第6条第1項に規定する精神保健福祉センター として、さいたま市こころの健康センター(以下 「センター」という。)をさいたま市<u>中央区本町 東4丁目4番3号</u>に設置する。</p>

## 附 則

この条例は、平成30年2月13日から施行する。